

「幼児期から児童期への支援を継続する幼小連携」
～子どもの発達を支える～ 実施要項

- 1 目的 幼児期から学童期にかけての発達や障がいについての基本的な理解を基に、子どもに必要な支援を継続するための幼小連携について、講義や協議を通じた研修を行い、実践力の向上を図る。

<県指標項目>特に向上を目指す資質・能力（7子どもの理解、10特別支援、13家地連携）

- 2 主催 福島県特別支援教育センター
及び 〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4-1
会場 電話 024(952)6497 FAX 024(952)6599

- 3 期日 令和3年8月17日（火） 9：30 ～ 16：00

- 4 参加者 幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校の教員及び保育所・認定こども園の保育士・保育教諭

5 日程

9:15 9:30 9:45 10:45 11:00 12:00 13:00 14:00 14:15 15:45 16:00

受付	開講式	講義1	休憩	講義2	昼食	実践発表	休憩	協議	閉講式
----	-----	-----	----	-----	----	------	----	----	-----

6 研修内容

- (1) 講義1 「幼児期から児童期の発達と障がいのある子どもの理解」
福島県特別支援教育センター 指導主事
- (2) 講義2 「支援を継続する幼小連携－発達と支援を考える－」
福島県特別支援教育センター 指導主事
- (3) 実践発表 「切れ目のない支援のための連携」
幼稚園の教諭又は保育所・認定こども園の保育士・保育教諭
及び進学先小学校の特別支援教育コーディネーター（もしくは教諭）
- (4) 協議 「支援を引き継ぐために伝えたいこと、伝えてほしいこと
～幼小間における引継～」
福島県特別支援教育センター 指導主事

7 その他

- (1) 別紙「研修にあたって」「駐車場案内」を確認の上、受講すること。
- (2) 昼食については、各自持参すること。
- (3) 受講に際し合理的配慮の提供を希望する場合は、「研修における配慮申請書」（様式6）を受講日の一ヶ月前までに提出すること。なお、申請内容によっては、協議を行い合意形成を図った上で決定するものとする。
- なお、様式による意思の表明が困難な場合は、その他の方法による申請も可とする。